

## 2023年（令和5年）第2回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）2月16日（木）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）2月16日（木）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）2月28日（火）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室

### 5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定により農業委員会が定めた別段の面積の廃止について

### 6 報告事項

- 農地法等に関わる専決処分・届出等について  
（追記）非農地判断の一部取消しについて

### 7 出席委員

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 眞子 | 4番 野田 幸男  | 6番 谷邊 博人  | 7番 岡本 卓也  |
| 8番 小林 輝仁 | 9番 石井 洋子  | 10番 安原 理雄 | 11番 下江 京子 |
| 13番 山本 明 | 14番 須藤 薫雄 | 15番 谷本 耕造 |           |

以上11名

### 8 欠席委員

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 2番 上田憲一郎 | 3番 土屋 智樹 | 5番 寶諸 孝也 |
|----------|----------|----------|

以上3名

### 9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

事務局専門員	延平 光雄	事務局次長	瀧川 滋雄
事務局	三好 千鶴	沼隈出張所長	野田 真之
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 勝俊
神辺出張所	杉原 信弘		

以上7名

1 1 議事内容

午前 9時57分

事務局	ただいまから、2023年（令和5年）第2回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数14名のうち、出席委員11名、欠席委員3名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号1番佐藤眞子委員と議席番号15番谷本耕造職務代理者をお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2023年（令和5年）第2回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書の次第の5 報告事項「(追記) 非農地判断の一部取消しについて」を追記 議案書（別冊）3ページ8番の申請事由欄「経営規模拡大」を「所有権の取得」に訂正。 同じく9番の内「553-1」を取下げ。 それに伴い、面積合計欄に「畑2筆 166.56 計2筆 166.

<p>事務局 続き</p>	<p>56」を「畑1筆 39 計1筆 39」に訂正。 次に8ページ7番と8番を取下げ。 次に11ページ1番の面積欄「3, 229 150 893」を「3, 229の内2, 855. 45 150の内112. 20 893の内850. 75」に訂正。 面積合計欄「畑4, 560 計4, 560」を「畑4, 106. 4 計4, 106. 4」に訂正。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、2月22日の午前8時40分からの現地調査に続き、午前11時00分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員7名中7名の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号1件、議案第5号1件、合計6件について審議しました。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番と2番について報告します。 1番は、曙町六丁目の渡人から川口町四丁目の受人が経営規模拡大のため期限を定めない使用貸借を設定するものです。 場所は、曙小学校から東へ810mです。 2番は、神奈川県秦野市の渡人から山手町の受人が持分移転で15分の3を取得するものです。 場所は、山手小学校から南東へ510mです いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長  委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。  西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、2月24日の午後0時45分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中9名の出席により、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>3号5件、合計7件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番について報告します。</p> <p>草戸町の受人が、岡山市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、2月24日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名の出席により、議案第1号3件、議案第4号4件、合計7件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から6番について報告します。</p> <p>4番は、藤江町の受人が、同町の渡人から譲受けて、野菜を栽培する計画です。</p> <p>5番は、南松永町一丁目の受人が、松永町二丁目の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>6番は、柳津町二丁目の受人が、金江町の渡人から譲受けて、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、2月24日の午後0時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員12名全員の出席により、議案第1号9件、議案第3号1件、議案第4号3件、議案第5号1件、の合計14件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの7番から4ページの15番について報告し</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>ます。</p> <p>7番は、芦田町の譲受人が自宅に隣接する申請地を駅家町の譲渡人から譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>8番は、芦田町の譲受人が現在、自宅に近い申請地を同町の譲渡人から利用権により借り受けています。この度、申請地を譲り受け、引き続き、季節野菜を栽培していくものです。</p> <p>9番は、加茂町の譲受人が耕作地に近い申請地を名古屋市の譲渡人から贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>10番は、山手町四丁目の譲受人が大橋宮農団地の申請地3筆を御船町一丁目の譲渡人から譲り受け、果樹や季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>4ページ11番と12番は、関連案件です。</p> <p>11番で駅家町の受人が新市町の渡人である父から申請地3筆を贈与により譲り受け、12番で申請地1筆を3年間の使用貸借権で借り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>13番は、神辺町の借受人が新市町の貸出人から使用貸借権で申請地4筆を借り受け、水稻を栽培して経営規模を拡大するものです。</p> <p>14番と15番は、関連案件です。</p> <p>14番で新市町の受人が同町の渡人から申請地2筆を3年間の使用貸借権で借り受け、15番で申請地1筆を譲り受け、水稻や季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>いずれの案件も、受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長  委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、2月24日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号1件の合計6件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ16番から19番について報告します。</p> <p>16番は、申請地の徳田の田1筆573㎡について、川北の渡人が、労力不足で耕作困難であることから、徳田の受人が譲り受けて、水稻の栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p>

<p>委員 13番 山本</p>	<p>17番と18番については関連案件です。</p> <p>17番は、現在果樹園として利用されている申請地の上竹田の田2筆合計703㎡について、上竹田の渡人が、高齢で農業後継者もないことから、上竹田の受人が贈与を受けて、引き続き果樹栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>18番は、申請地の上竹田の田1筆496㎡について、上竹田の渡人が、高齢で労力不足であることから、上竹田の受人が、期間2年間の使用貸借権を設定して借り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>19番は、申請地の下竹田の畑1筆582㎡について、下竹田の渡人が、労力不足で耕作困難、農業後継者もないことから、申請地隣地の下竹田の受人が譲り受けて、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件は、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6頁1番について報告します。 1番は、春日町浦上の申請人が、申請地を住宅1棟と進入路及び宅地の拡張として使用するものです。既に工事中のため、顛末書が添付されております。 場所は、春日小学校から南西、370mです。 現地調査をしましたが、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番について報告します。 沼隈町の申請人が、申請地に進入路を整備するものです。 場所は、天神山下交差点の西、約400メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ3番について報告します。 3番は、湯野の申請人が所有する湯野の畑2筆合計209㎡について、露天駐車場及び木材保管場所のための露天資材置場に整備・利用するものです。現地調査を行いました。日照・排水について問題なく、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。



議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号のすべての案件は、農用地区域内農地，甲種農地，第1種農地，第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため，その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また，議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第2号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議 長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7頁1番について報告します。</p>

<p>委員 1番 佐藤 続き</p>	<p>1番は、春日町浦上の渡人から同町の受人が購入し、露天資材置場とするものです。既に転用されており、顛末書が添付されております。</p> <p>場所は、春日小学校から北東、630mです。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から6番について報告します。</p> <p>2番と3番は関連案件です。</p> <p>大阪市の法人が、津之郷町の渡人2人から申請地を譲り受け、売電用太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の北東、約400メートルです。</p> <p>4番は、山手町の法人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の北東、約400メートルです。</p> <p>5番は、多治米町の受人が、熊野町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、熊野小学校の南東、約400メートルです。</p> <p>6番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、高島小学校の南東、約400メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊8ページ9番について報告します。</p> <p>9番は、新市町にある木製品の製造販売を営む法人が事業拡大に伴い来客用駐車場が必要なため、申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するものです。なお、申請地は既に工事に着手しているため、顛末書を受けています。</p> <p>場所は、常金丸中学校の南500メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれ</p>

委員	もないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」8ページ10番について報告します。</p> <p>10番は、下竹田の畑1筆22㎡について、申請地付近に農地を所有する下竹田の受人が譲り受けて、進入路を拡張し、その利便性を高めるものです。</p> <p>現地調査を行いました。日照・排水について問題なく、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1番 佐藤	議案第4号「非農地証明について」の9頁1番について報告します。 1番は、福島県南相馬市の申請人が、坪生町の二筆について申請するものです。 1981年（昭和56年）から倉庫敷地として利用し現在に至るものです。 場所は、坪生小学校から北へ330mです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 岡本	それでは、議案第4号「非農地証明について」の2番から5番について報告します。 2番は、神奈川県横浜市の申請人が、平成4年頃から、耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂し、山林となったものです。場所は、長草田池より南へ、約450メートルから、600メートルのところでは、 3番は、神村町の申請人が、本郷町と今津町の申請地については、平成12年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂して山林となったものです。神村町の申請地については、昭和23年頃から宅地の一部として利用していたものです。場所は、奥池を中心にして、西へ約140メートルから約175メートル、ないし、南へ約340メートルのところでは、 4番は、愛知県名古屋市申請人が、昭和40年頃から、平成10年頃にかけて、耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂し、山林となったものです。場所は、河原池より北へ、約140メートルから、500メートルのところでは、 5番は、松浜町四丁目の申請人が、昭和39年頃から、倉庫敷地として利用していたものです。場所は、新池より、東へ約370メートルのところでは、 なお、4番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

<p>委員 7番 岡本</p>	<p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊10ページの6番から8番について報告します。</p>
	<p>6番の申請地は中国山地の深い谷あい、耕作に適しておらず、昭和50年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林原野となっているものです。 場所は広瀬小学校の北2キロメートルの周辺です。 7番・8番の申請地は中国山地の深い谷あい、耕作に適しておらず、昭和40年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林原野となっているものです。 場所は広瀬小学校の北3.7キロメートルの周辺です。 現地調査をしましたが、いずれも農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 なお、6番の974-2と7番を除く申請地は、農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整が整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番 佐藤	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、11頁1番について報告します。</p> <p>1番は、申請人である配偶者が曙町の4筆を相続し、営農していくものです。</p> <p>場所は、曙町三丁目が曙小学校から北東へ360m、 同町五丁目が曙小学校から北へ10mと北東215mです。 同町六丁目が曙小学校から南東へ360mです。</p> <p>現地確認を行いました。申請地は適正に管理されていたので証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の別冊11ページの2番について報告します。</p> <p>2番の相続税の納税猶予の特例適用を受ける相続人は市街化区域内の申請地2筆で水稻栽培を通じて農業継承していくものです。</p> <p>現地確認しましたが、適正な水稻栽培のための粗起しをされておりました。</p> <p>場所は北部市民センターの東500メートルの所です。</p> <p>相続人には必要な農機具、労働力もあり、営農意欲が強く、今後20年以上耕作する意思も確認しており、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定により農業委員会 が定めた別段の面積の廃止について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、2011年（平成23年） 9月1日より、福山市全域の別段面積を10アールと定めましたが、農 地法の一部改正の施行と同一日に、この別段面積を廃止するものです。 このことにより、2023年4月1日から、受け手の経営面積の大小に 関わらず、権利移動が可能となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —

議 長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の12ページから16ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、17件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、17ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、18ページから23ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条5件、5条37件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、24ページと25ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が8件ありました。</p> <p>次に、26ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり、いずれも農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>次に、追加報告事項「非農地判断の一部取消しについて」を事務局から説明してください。</p>



事務局	<p>資料の第12回総会議案書別冊16ページ42番をご覧ください。</p> <p>2022年（令和4年）12月の総会で、非農地判断をした筆の中で、本郷町字山ノ中2110-1の筆、1筆363㎡、登記地目・畑についてですが、松永出張所から申し出があり、取消しとします。</p> <p>理由については、議決された当日に松永出張所担当者と担当推進委員が現地を確認したところ草刈済で、新たに柿の木を植えており、利用権設定の希望もある場所と判明したためです。</p> <p>これに伴って17ページの合計も変わります。畑が58筆になり、25,595㎡、計83筆41,518㎡です。</p> <p>法務局・広島県就農支援課や福山市関係部署等には、既に取消した該当筆について訂正する旨を発送しましたので、報告いたします。</p> <p>なお、所有者へ非農地通知を発送済でしたが、これも事情を説明して回収しております。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年（令和5年）第2回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は3月30日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございますございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時47分閉会